

## 公費解体における一部解体について

公費解体でお問い合わせの多い一部の解体について、ご説明致します。

公費解体は棟単位で行い、一棟の建物全てを解体することが原則です。ただし次の場合は複数の建物が一体となっている場合であっても、全壊または半壊の判定を受けた部分を一棟とみなし、一部解体ができる可能性があります。

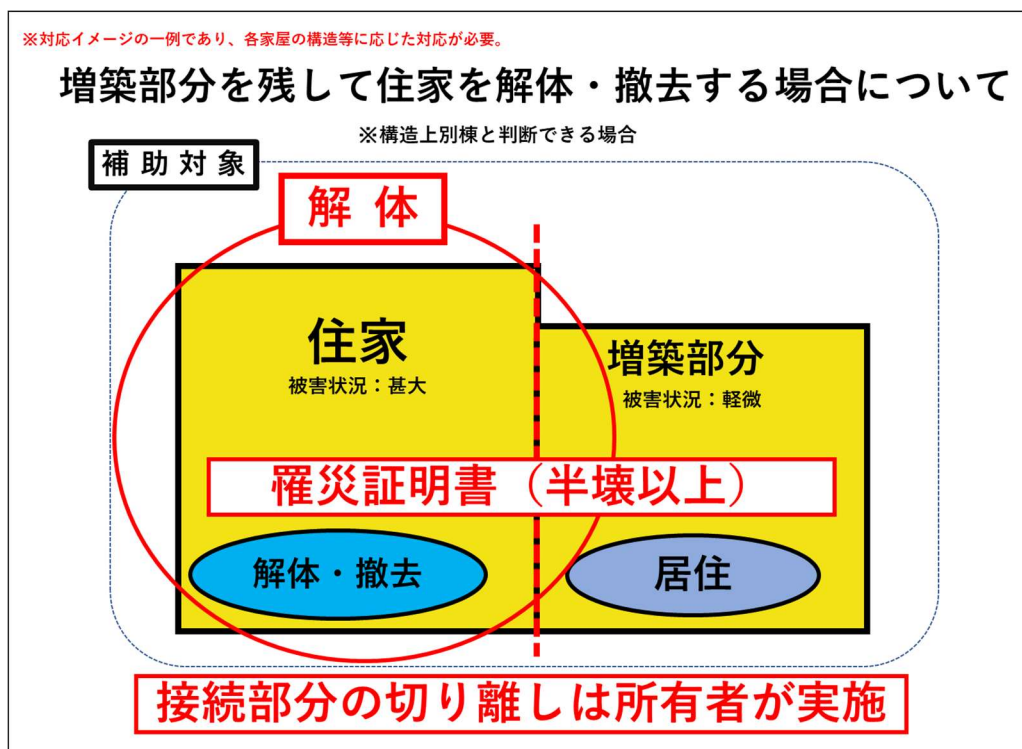
①登記上、別棟であると判断される場合

②構造上、別棟であると判断される場合

※解体する建物と解体しない建物は自費で縁切り(建物を分ける工事を行うこと)等をしていただく必要があります。

### 【注意】

縁切りを行えば公費解体の対象となるということではありません。一部解体が可能かどうかは、現地立会い時に家屋の状況等を確認した上で、判断することとしており、立会い後、建物を分ける工事等を所有者で実施していただく必要があります。



※接続部分の切り離しについては所有者が実施し、

これにかかる費用(工事費・処分費)については所有者の負担となります。